

令和7年2月13日

高血圧重症化予防及び医療費適正化にかかる各種通知書作成等業務委託に係る質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
<p>1. 仕様書p.1「3 通知書の種類、発送回数、発送時期及び数量」の (1) 医療機関受診勧奨通知書（高血圧未治療者）、(2) 服薬情報通知書、(3) 令和7年度ジェネリック医薬品利用促進通知書について 同じ方で複数、通知対象となる方が存在する可能性があります、それぞれ、別に封入・封緘する、という考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>2. 仕様書p.1「4 効果測定報告書の提出時期」について (1) 令和6年度ジェネリック医薬品利用促進通知対象者に対する効果測定報告書 令和7年6～7月頃 (2) 3(1)～(3) 対象者に対する効果測定報告書 令和8年2～3月頃 の2種がございますが、(2) について、「ジェネリック医薬品利用促進通知対象者」については、(1) (2)、2回分、効果測定報告書を作成する、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、ジェネリック医薬品利用促進通知対象者に対する効果測定報告書は令和6年度通知対象者分1回、令和7年度通知対象者1回の計2回報告書を作成していただきます。</p>
<p>3. 仕様書 p.1、3、4 「5 (1) イ①通知書の作成・印刷業務」 「5 (2) イ①通知書の作成・印刷業務」 「5 (3) ウ①通知書の作成・印刷業務」 について 各通知書はA3 フルカラー「両面」1枚で問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

<p>4. 仕様書 p.2、3、5</p> <p>「5 (1) イ⑤配送・納品」</p> <p>「5 (2) イ⑤配送・納品」</p> <p>「5 (3) ウ⑤配送・納品」について</p> <p>各通知書の配送については、通常便での配送でよろしいでしょうか。</p>	<p>「仕様書9 留意事項</p> <p>(1) 業務委託に際して遵守すべきこと</p> <p>イ 通知物及び磁気媒体等の搬送方法について</p> <p>① 搬送にあたっては、機密保持について最大限の注意を払うとともに、慎重に取り扱い、滅失、破損、水漏れ及び盗難その他事故がないよう適切な措置を講じること。」と記載しており、普通郵便は配達記録が任意で閲覧できないため適さないと考えます。</p> <p>信書便の配送が可能であり、かつ、番号による追跡が可能である配送方法を利用してください。</p>
<p>5. 仕様書p.2「5 業務内容」の「(1)医療機関受診勧奨通知書の作成等業務」「ア 対象者リストの作成」について</p> <p>レセプトデータから高血圧により医療機関を受診していないと判定される者及び高血圧の治療を中断していると考えられる者を抽出となっているが、高血圧症のレセプトにのみ未受診と判断するか？</p> <p>弊社案としては、収縮期血圧160以上又は拡張期血圧100以上の検査値があった者に対して、生活習慣病全体のレセプトの有無で未受診かどうかを判断したい。可能であるか？</p> <p>治療の中断判断については、高血圧症の服薬者の中で、生活習慣病全体のレセプトの有無を確認してよいか？</p>	<p>詳細な抽出条件や未受診の判定基準については、発注者と協議の上決定することとしており、こちらからの指定は特にありません。</p> <p>貴社の案も可能と考えますが、対象者数等を確認し、協議の上決定します。</p>
<p>6. 仕様書 p.1「5 業務内容」の「(2)服薬情報通知の作成等業務」「ア 対象者リストの作成」について</p> <p>服薬情報通知書の対象者リスト作成で、重複服薬者について、下記3つに抽出を分けている理由はあるか？</p> <p>ここについては、「2か月以上連続して、2医療機関以上から同一成分の薬剤を処方されている者」での抽出としてよいか？</p>	<p>3つに抽出を分けているのは、対象者の人数を把握する意図があります。</p> <p>3か月以上・4か月以上は「2か月以上連続して、2医療機関以上から同一成分の薬剤を処方されている者」に含まれるため、その抽出方法から、そのうち3か月以上連続の者・4か月以上連続の者が分かるような形でリストを作成していただければ問題ありません。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 か月以上連続して、2 医療機関以上から同一成分の薬剤を処方されている者 ・ 3 か月以上連続して、2 医療機関以上から同一成分の薬剤を処方されている者 ・ 4 か月以上連続して、2 医療機関以上から同一成分の薬剤を処方されている者 	
<p>7. 仕様書 p.3「5 業務内容」の「(2)服薬情報通知の作成等業務」「イ服薬情報通知書の作成及び発送」について</p> <p>上記項目の通知書に記載する内容について、対象薬剤を記載することとされておりますが、その他どのような記載項目を想定されてますでしょうか？</p> <p>処方箋発行医療機関や調剤薬局などは必要の認識ですが、相違ございませんでしょうか。</p>	<p>「対象薬剤を記載し、通知対象者が通知を受け取り、医療従事者に相談することを促す内容を記載する。」以外の項目については、受注者と協議のうえ決定しますが、処方箋発行医療機関及び調剤薬局の記載は適当と考えます。</p>
<p>8. 仕様書p.3「5 業務内容」の「(2)服薬情報通知の作成等業務」「イ服薬情報通知書の作成及び発送」「②窓あき封筒作成業務」について</p> <p>見本にある情報内容を提示できれば、弊社の封筒でよいのか？</p> <p>弊社案：穴あきの中と紙面上に見本提示の情報を記載</p> <p>また服薬情報通知書については、弊社 A3 両面での印刷、角 2 封筒での納品は可能であるか？</p>	<p>仕様書別紙 1 の見本にある情報が記載されていれば、貴社の封筒で問題ありません。</p> <p>服薬通知書について、A3 両面は問題ありませんが、封筒のサイズは納品後、さらに別の職場に角 2 封筒に入れて送付することがありますので、角 2 封筒に入るサイズで作成してください。</p>
<p>9. 仕様書p.3「5 業務内容」の「(3)ジェネリック医薬品利用促進通知書の作成等業務」</p> <p>「ア 令和 6 年度通知対象者に対する効果測定報告書の作成」について</p> <p>通知対象者の情報のほか、令和 6 年 12 月発送の際に使用したレセプトを提供いただくことは可能でしょうか？</p> <p>(効果を作成するにあたって、通知発送前と通知発送後のレセプトが必要になるため)</p>	<p>提供は可能です。</p>

<p>10. 仕様書p.3「5 業務内容」の「(3)ジェネリック医薬品利用促進通知書の作成等業務」 「ア 令和6年度通知対象者に対する効果測定報告書の作成」について</p> <p>令和6年度のジェネリック医薬品利用促進通知対象者に対する効果測定報告書について、通知対象者に絞らず、全体の使用率等の報告書作成でよいか？令和7年度分の通知対象者であれば、弊社で通知業務を実施しており、通知対象者に限った報告書作成が可能である。</p>	<p>「仕様書5(3)ジェネリック医薬品利用促進通知書の作成等業務</p> <p>ア 令和6年度通知対象者に対する効果測定報告書の作成</p> <p>令和6年12月発送済のジェネリック医薬品利用促進通知(3,000件)の通知対象者について、令和7年1月～令和7年3月のレセプトデータから通知發送による切替効果等を多角的に分析し、その結果を表やグラフにまとめた報告書を作成する。」と記載しているとおおり、通知対象者についても記載した報告書を作成してください。令和6年度通知対象者のリストは提供データとしてお渡しします。</p>
<p>11. 仕様書p.3「5 業務内容」の「(3)ジェネリック医薬品利用促進通知書の作成等業務」 「イ 令和7年度通知対象者リストの作成」について</p> <p>ジェネリックのリストについて、弊社FMTでの提示でもよいか、また自己負担割合についての情報は、どのように情報を持っているのか</p>	<p>データ取り込みを行いますので、「(別紙4)ジェネリック通知対象候補者一覧」の項目順で作成してください。</p> <p>また、自己負担割合の情報は、6提供データ(2)組合員・被扶養者マスタにある項目の「受診者種別」で判断可能です。(本質問回答書の下部に掲載している(参考1)コード定義書をご確認ください。)</p>
<p>12. 仕様書 p.2～5「5 業務内容」の各種通知書の納品方法について</p> <p>設定どおりの納品は可能。輪ゴム等で縛ること、A5ラベル対応は難しく、別途リスト情報を連携することで対応可能であるか？</p>	<p>輪ゴム等による結束やラベルの貼付は必須です。仕様書別紙2「付帯業務」のとおり対応してください。</p>
<p>13. 仕様書 p.2～5「5 業務内容」の各種通知書の校正作業について</p> <p>作成する通知書の校正作業について、弊社の紙面について変更可能箇所以外の構成変更は対応しかねる。変更可能箇所を提示するので、その部分の構成で問題ないか検討いただきたい。 (変更可能箇所(宛名部分、差出人部分等)については、赤枠で示す通り)</p>	<p>大幅な紙面変更の予定はありませんが、現時点で変更可能箇所以外の変更がないとは言い切れません。仕様書5イ①にあるように、校正作業は3回を上限として実施するとしておりますので、修正の指示があれば対応が必要です。</p>
<p>14. 仕様書 p.5「6 提供データ」について</p> <p>電子レセプトデータは、下記のものをご提供いただける認識でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科：21_RECDEINFO_MED.CSV 	<p>電子レセプトデータは以下のファイルを提供予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医科：11_RECDEINFO_MED.CSV ・DPC：12_RECDEINFO_DPC.CSV

<ul style="list-style-type: none"> ・ D P C : 22_RECODEINFO_DPC. CSV ・ 調剤 : 24_RECODEINFO_PHA. CSV 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤 : 14_RECODEINFO_PHA. CSV <p>なお、ファイル名については、昨年度実際に使用したファイルです。ファイル名の先頭にある番号が異なっておりますが、同じファイルと推測します。</p>
<p>15. 仕様書 p.5 「6 提供データ」について 健康診断結果ファイルについて、令和4年～6年の3年分ご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>基本的には令和6年度分のみの提供を予定しておりますが、対象者抽出するにあたり3年分のデータが必要な理由があれば、協議の上提供することは可能です。</p>
<p>16. 仕様書 p.5 「6 提供データ」について 各データのご提供時期について、契約早々（例えば4月1週目）にいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>その時点では発注者において受領できないもの（令和7年2月、令和7年3月のレセプトデータ等）や、まだデータが整っていないもの（組合員・被扶養者マスタ等）については提供できませんが、それ以外については提供することが可能です。</p>
<p>17. 仕様書p.5 「6 提供データ」の「(1)電子レセプトデータ」について 電子レセプトデータについては、審査支払基金様式である認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>18. 仕様書p.5 「6 提供データ」の「(2) 組合員・被扶養者マスタ」について 組合員・被扶養者マスタについて、項目情報をいただくことは可能でしょうか？</p>	<p>組合員・被扶養者マスタについては、以下を提供予定です。また、項目は、本質問回答書の下部に掲載している、（参考2）特定健診等システムデータレイアウトをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者データ（（参考2）特定健診等システムデータレイアウト_被保険者データ入出力項目定義書） ・被扶養者データ（（参考2）特定健診等システムデータレイアウト_被扶養者入出力項目定義書） ・資格取得喪失履歴データ（（参考2）特定健診等システムデータレイアウト_資格取得喪失履歴データ入出力項目定義書）
<p>19. 仕様書p.5 「6 提供データ」の「(3) 健康診断結果ファイル」について 健康診断結果ファイルは、厚労省の定めるXML形式でしょうか？</p>	<p>XML形式またはCSV形式で提供予定です。</p>
<p>20. 仕様書 p.5 「6 提供データ」について、各データごとの確認事項について (1)電子レセプトデータは、支払基金からのフ</p>	<p>(1)お見込みのとおりです。</p>

<p>ファイルまま、または未加工の CSV 提示で問題ないか？</p> <p>(2) 組合員・被扶養者マスタについては、ベンダーからの台帳データをエクスポートした形式か、もしくはカラムを提示してほしい</p> <p>(3) 健康診断結果ファイル 令和 6 年度の形式は、CSV または XML 書式で問題ないか？</p>	<p>(2) 組合員・被扶養者マスタについては、以下を提供予定です。また、項目は（参考 2）特定健診等システムデータレイアウトをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者データ（（参考 2）特定健診等システムデータレイアウト_被保険者データ入出力項目定義書） ・被扶養者データ（（参考 2）特定健診等システムデータレイアウト_被扶養者入出力項目定義書） ・資格取得喪失履歴データ（（参考 2）特定健診等システムデータレイアウト_資格取得喪失履歴データ入出力項目定義書） <p>(3) お見込みのとおりです。</p>
<p>21. 仕様書 p.5 「6 提供データ」について</p> <p>通知作成のためにご提供いただくデータの提供時期について、おおよその時期をご教示ください。</p>	<p>全て揃った形で提供となると、令和 7 年 5 月中旬頃となります。</p>
<p>22. 契約書について</p> <p>弊社では様々な組合様から個人情報の取扱い業務、分析業務、通知業務等を受託しておりますが、それらの業務の効率化と安定的な運用のため、業務を標準化しております。その関係で、特に個人情報取扱い部分（データ授受、加工、標準化等）について、契約についても標準化された約款が必要となっております。分析業務や通知業務など貴組合からの依頼事項固有の部分について、貴組合からご提示いただいた契約書を優先させる形で問題ございませんが、あわせて、弊社指定の約款に基づく契約での締結もお取り進めいただけないか。</p>	<p>掲示している契約書（案）に記載の事項に基づき履行することを前提としますが、契約書（案）に明確に記載されていない事項について規定が必要であれば、別途約款（覚書等）を締結することは可能です。</p> <p>ただし、記載内容については、受注者と協議のうえ決定しますので、ご指定の約款（覚書等）の記載どおりにならない可能性があることも考えられます。その点ご承知おきください。</p>